

郡山市学びと絆寄附金に係る事務手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市へのふるさと納税のうち、寄附者が市内の大学への支援、学術連携その他教育に関する事業に充てることを目的として寄附する「郡山市学びと絆寄附金」（以下「寄附金」という。）について、大学が寄附の対象者として登録を受ける手続及び寄附金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（短期大学及び大学院を含む。）をいう。
- (2) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。
- (3) 大学の役員等 大学の代表者、理事その他大学の経営に実質的に関与している者をいう。

(寄附の対象者)

第3条 寄附の対象となる大学（以下「寄附対象者」という。）は、市内に校地、校舎等の施設を有する大学であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) こおりやま広域連携中枢都市圏内において地域貢献事業（市内を区域に含む事業に限る。）を行う予定があること。
- (2) 法令及び公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (3) 大学の役員等が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等に該当していると認められる者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が不適当と認める者は寄附対象者としない。

(大学の登録)

第4条 寄附対象者として登録を希望する大学は、郡山市学びと絆寄附金登録申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 地域貢献に関する現在の活動状況が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により寄附対象者として登録したときは、郡山市学びと絆寄附金登録通知書（第3号様式）により当該登録を希望する大学に通知するものとする。

(登録の辞退)

第5条 前条の規定により寄附対象者として登録された大学（以下「登録大学」という。）が、当該登録を辞退する場合は、郡山市学びと絆寄附金登録辞退届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（登録の抹消）

第6条 市長は、登録大学において次の各号のいずれかに掲げる事実が認められた場合には、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) その他市長が寄附対象者としてふさわしくない行為があったと認めるとき。

（寄附者の情報提供）

第7条 市長は、寄附者が自己に関する情報を登録大学に提供することに同意した場合は、当該登録大学に対し、当該情報を提供することができる。

2 登録大学において、前項の規定により提供を受けた情報が外部に流出するなどの事故又は事故につながるおそれのある事案が発生した場合には、直ちに流出を防止するための必要な措置を講じるとともに、速やかに市長へ報告するものとする。

（寄附金の補助金への充当）

第8条 市長は、毎年1月1日から12月31日までに寄付があった寄附金のうち、それぞれの登録大学を指定して寄附された額に10分の7を乗じて得た額（以下「限度額」という。）を、その翌年度において、それぞれの登録大学に対する補助金に充てるものとする。

- 2 限度額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 限度額のうち補助金として交付しなかった額がある場合は、4年度間を限度として、翌年度以降に繰り越すものとする。
- 4 市長は、登録大学に対し、前3項の規定により算出した翌年度の補助金の上限額を、郡山市学びと絆寄附金による補助上限額通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（寄附金の市の事業等への充当）

第9条 市長は、寄附金のうち次の各号に掲げる額については、寄附の募集、受領等に係る事務経費並びに市が実施する大学との連携事業及び学生活動支援事業に要する経費に充てるものとする。

- (1) 登録大学を指定して寄附された額から限度額を控除した額
- (2) 前条第3項の規定による繰越期間を経過した額
- (3) 補助金の交付の決定を取り消した額
- (4) 登録大学を指定しないで寄附された額
- (5) 寄附金の運用により生じる利子その他の収益

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

郡山市長

所 在 地
大 学 名
代表者職氏名

郡山市学びと絆寄附金登録申請書

郡山市学びと絆寄附金の寄附対象者として登録を受けたいので、郡山市学びと絆寄附金に係る事務手続要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、寄附金の取扱いについて、郡山市が定めるものによることに同意します。

大 学 の 名 称	
郡山市内の施設の所在地	
実施を予定している地域貢献事業	
寄附者情報の提供希望 ※寄附者から提供について同意があった者に限る。 ※希望する場合はチェック	☐ 本学を指定して寄附を行った寄附者情報（氏名、住所、寄附金額等）について、市からの情報提供を希望します。
添 付 資 料	1 誓約書（第 2 号様式） 2 地域貢献に関する現在の活動状況が確認できる書類
事 業 担 当 部 署	部署名： 担当者名： 電話番号： メール：

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

郡山市長

所在地

大学名

代表者職氏名

誓約書

郡山市学びと絆寄附金に係る事務手続要綱（以下「要綱」という。）のほか、法令等を遵守するとともに、要綱第3条第1項に規定する要件を全て満たす大学であることを誓約します。

また、寄附者に関する個人情報の提供を受けた場合には、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うとともに、あらかじめ本人の同意を得ないで、寄附者への返礼、傾向分析等寄附金の募集及び活用に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことがないことを誓約します。

なお、市が必要な場合には、関係機関等に照会することについて承諾します。

第 3 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

様

郡山市長



郡山市学びと絆寄附金登録通知書

年 月 日付けで提出があった郡山市学びと絆寄附金の登録申請について、次のとおり登録したので、郡山市学びと絆寄附金に係る事務手続要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

大 学 の 名 称	
郡山市内の施設の所在地	
備 考	

第 4 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

郡山市長

所 在 地

大 学 名

代表者職氏名

郡山市学びと絆寄附金登録辞退届

本学は、郡山市学びと絆寄附金の寄附対象者として登録されましたが、下記の理由により辞退したため、郡山市学びと絆寄附金に係る事務手続要綱第 5 条の規定により届け出ます。

記

辞退理由

年 月 日

様

郡山市長



郡山市学びと絆寄附金に係る事務手続要綱第8条第4項の規定に基づき、年度における補助上限額について、下記のとおり通知します。

記

補助上限額 円
(うち、年度末に申請上限を迎える額 円)